

課と用地課と一つのものにとれる。それでは今後、ただいま説明のあったようにして条例を改めたとしたならば、先ほども申しあげましたように企画財政課から始まって下水道課のところに間を置かずに下水道課と用地課をくっつけて書いて条例を改正するの。私はこれがどううにしても不思議でしょうがなかったのです。下水道課のところは用地課を設けるということならこれは「改める」でいいが、「下水道課」を「下水道課用地課」ということはどうしても納得がいかないわけ。これは当然総務委員会に付託になるわけではなにかと思いますので、それはどううでやるとして、どういう意味で「加える」と「改める」というようにしたのか。その点を一つお聞きしておきたいと思ひます。

○助役

(竹條崎俊夫君)

貫井議員さんの質問にお答えいたします。

いままではこのような場合、第一条中下水道課の次に用地課を加える。——という方法でやってまいりました。ただ先ほど高水企画財政課長が説明申しあげましたように、東京都は「下水道課」を「下水道課用地課」に改める。——でございます。こ

の利害得失を私どものほうでもいろいろ議論がされてきてどちらをとるかということになったわけでございます。たとえば条例の第一系には企画財政課・秘書職員課と横にずらすと並んでありまして、最後が建設課・都市計画課・下水道課で終っているわけでございます。そこで下水道課の次に用地課を加えるということの

○二番

(貫井喜代次君)

助役ともあらうものがあまりにも幼稚な説

の点では下水道課を下水道課・用地課に改めるということになりまして、下水道課を一応消しまして、その場所に下水道課・用地課と書きますので、これは必ず下水道課の横に用地課ができるということがはっきりするので、私どもでもいろいろな意見が出されたのですが、最後には都にならあつじやあないかということと結局そういうスタイルにしようということになったわけでございます。

明をしないように。私がいうのは、いまいったように、わきへやったらどうか、下へやったらどうかといっているが、下へやったら場合にはもちろん下に何々を加えると、横へやったら横へ何々を加えるという条例でのうたい方がはっきりしているわけです。いままでもそうでしょう。下に加えるのに次に加えるというのではない。並べてやる場合には次に加える。下にやるのはその下に何々を加えるとやればいい。この条文では下水道課と用地課というのの一つのものだと思ふわけです。そういう順序で用地課を設けるのなら「次」にでいいわけです。ですからこのような条例の改正方法はないと思います。東京都の指導がどうか知らないが、このような場合における東京都の条文が横書きになっているか縦書きになっているかまだよく研究してありませんけれども、私はそういうふうにするべきだと自信をもって質問したわけです。

○助役 (篠崎俊夫君) この条例改正の方法にもいろいろな方法があるわけですが、「下に」というのは本文の改正の場合……過去の例を調べないとよくわかりませんが……

○議長 (石川信義君) 暫時休憩いたします。

午後二時十三分 休憩

午後二時二十七分 開議

○議長 (石川信義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○二十三番 (山田博君) ただいま議案第八十八号について質問されておりますが、質問者の貴井議員が総務委員でございますし、おそらく本案は総務委員会に付託されると思いますので、総務委員会に付託後慎重なる審査を賜りたいと思ひますので議事進行をお願い申し上げます。

○十九番 (大野行夫君) 提案者にお願ひします。

新設される用地課についての陣容は、新しく課長を設けて行うのか、それとも兼任で行うのか伺いたいと思います。

○市長 (石川常太郎君) ご議決をいただきましたならば適当な時期に専門の課長を置きたいと考えております。

(「了解」と呼ぶ者あり)



○議長 (石川信義君) 以上で質疑を終ります。

○十一番 (伊東忠次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十八号については総務委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

「賛成」と呼ぶ者あり

○議長 (石川信義君) おはかりいたします。

ただいま伊東忠次郎君から所定の賛成者を得て、本案は総務委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長 (石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案第八十八

号は総務委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 (石川信義君) 日程第五議案第八十九号福生市国民健康保険条

例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福生市議会

市民課長 田村忠雄君登壇

○市民課長 (田村忠雄君) ご指名をいただきましたので議案第八十九号

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして説明申しあげます。

提案理由の説明でございますが、国民健康保険の保険料の賦課等につきましては、地方税法の規定を準用したわけでございますが、本年その地方税法の施行令の一部が改正されたことに伴いまして本条例の整備をする必要が生じたためでございます。

条例の内容でございますが、第十八条の二は所得の低い人の保険料の減額規定になっておりますが、一定の所得水準以下の被保険者につきましては均等割並びに平等割をそれぞれ四〇%ずつ減額することとしているわけでございます。

そこで今回その減額基準になります被保険者一人について乗すべき金額を「九万円」から「十万円」に改めようとするわけでございます。参考までに、仮にこれを十万円に改められた場合には、二人世帯で申し上げますと市民税の基礎控除の十六万円に、こゝ

にございます。被保険者一人当たり十万円をプラスいたしますと二十六万円になるわけでございしますが、この二十六万円以下の世帯に対しましてはそれぞれ均等割、平等割の四〇％にあたります。二千六十円を減額するようになるわけでございします。そこでこれが実施されますと、該当する世帯は約二百七十世帯ぐらいと予定しております。なお保険料の減額額は約七十万円ぐらいになるうかと思ひます。この減額された保険料につきましては全額国の調整交付金で補てんしていただくことになっているわけでございします。

附則につきましては適用日と昭和四十八年度分の保険料から適用するという規定でございします。
はなはだ雑ばくな説明でございしますが、慎重に審議のうえご可決賜りますようお願い申しあげまして説明を終ります。

○議長 (石川信義君) 以上で提案理由の説明は終ります。
これより本案に対する質疑を行います。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長 (石川信義君) 以上で質疑は終ります。

○十一番 (伊東忠次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題になっております議案第八十九号については、厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

「賛成」と呼ぶ者あり

○議長 (石川信義君) おはかりいたします。

ただいま伊東忠次郎君から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長 (石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案第八十九号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 (石川信義君) 日程第六議案第九十号昭和四十八年度福生市一般会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 高水求君登壇)

○企画財政課長（高水求君）　ご指名がございましたので昭和四十八年度福生市一般会計補正予算（第二号）について概括的にご説明申し上げます。

今補正は既定予算にそれぞれ二億八千九百三十七万一千円を追加いたしました歳入歳出とも三十五億六千七十二万八千円としたいということでございます。それともう一つは第二条におきまして債務負担行為の追加補正をお願い申し上げる次第でございます。

まず歳入からご説明申し上げてみますと、今回の補正予算は議員各位もご覧になればおわかりのとおり、増額のうち一般財源はわずか一八％強でございます。一般財源といたしまして五千六百二十五万六千円、これは市税・交通安全対策特別交付金が入っております。あと残りが特定財源といたしまして分担金・負担金をはじめ手数料・使用料あるいは国・都の支出金、また寄付金、諸収入というものをもってあてさせていたいております。

まず市税におきましては市民税と固定資産税並びに都市計画税をそれぞれ調定の確定によりまして増額補正をさせていた

だいたわけてございます。次に特定財源の主なものとして、は国庫支出金の二億一千八十七万八千円というものでございますけれども、このうち国庫負担金は武蔵野幹線の防衛庁からの負担金と老人

医療費に関する国の負担金であり、国庫補助金についての百二十万二千円は、栄養士の設置費の国の補助金等が今回補正しようとする主なものでございます。その次に大きくウエートを占めておりますのは諸収入で三千百八十五万六千円の補正額がのっておりますけれども、これは多摩河原区画整理組合と日本住宅公団からの負担金

によりまして市道改良工事、それからあとは消防組合が今年度解散いたしましたので、いままで消防組合職員の退職準備金として退職組合へ負担金として納めておりましたものが、解散に伴いまして福生市がその残務を行います関係で福生市へ還付されたという金額でございます。その次に都支出金がかなり多くなっております。四百七十五万七千円という数字になっておりますが、大部分が福祉関係でございます。都負担金百八十二万三千円というのは、先ほど福祉事務所長からうろろと話がございましたが、老人医療に対する医療費と老人福祉

手当に対する東京都の負担金でございます。都補助金二百五十一万九千円の主たるものは、いわゆる十月から実施されようとしております老人訪問電話の設置とか友愛訪問員設置費補助金、予防接種費の補助金などでございます。都委託金は老人福祉関係の諸事務を市で委託されてやっております事務費、また公害に対する工場の対策調査の委託費等が都支出金でございます。あとは減額いたすもので、三月定例会において取り下げさせていただきました道路占用料等徴収条例ですが、これが制定されませんので、当初予算に見込みとして百十一万円計上してありましたものをここで減額すること、昭和四十七年度の決算の見込みがおかた立ちましたので、決算のいわゆる繰越金に対しての減額補正ということで、加えるものと引くものを操作いたしましたして補正額が二億八千九百三十七万一千円と相なる次第でございます。歳出につきましてご説明申しあげますと、今回の補正がこの前申しあげましたような特定財源を充ててでございます関係で、それらを財源とした特定事業が主たるものでございます。

パーセントで大きいもの順から申しあげてみますと、土木費が今回の補正額の八％ほどを占めておりまして二億三千六百二十五万五千円という金額になっております。これは先ほど歳入でもご説明申しあげましたけれども、主なものとしては都市計画費の下水道の関係、いわゆる武蔵野幹線排水路の事業費関係が二億四百八十万円ということで大半を占めております。それと先ほど申しあげました多摩河原区画整理と市道との連絡道路の事業費として約二千六百四十五万五千円ほど計上されている次第でございます。次に大きな数字を示しておりますのは衛生費で一千百十五万五千円となっているわけでございますが、これも先立っての全員協議会等でも環境保全課長の説明がありましたか、要するに清掃費が大半であり、し尿処理の湖南衛生場の委託金とかあるいはそれに伴う中継基地という関係で塵芥並びにし尿処理に要する必要やむを得ない経費といたしまして一千百四十万四千円という数字に相なっている次第でございます。次に数字的に大きなものは民生費でございまして一千二十四万九千円という総額で補正するわけでございますけれども、これも先ほど歳入の中でご

説明申しあげたものもございます。たとえば老人医療費の扶助費だとか、老人家庭奉仕員、老人訪問電話、友愛訪問員の設置、それから四月一日以降の駐留軍関係の退職者に対する駐留軍離職者見舞金としてさらに決定しておりますもの等を主として計上させていた。次第でございます。

次に大きな数字を申しあげますと消防費でございます。六百六十八万七千円となっておりますけれども、これも先ほど歳入の雑入においてご説明申しあげましたけれども、消防組合の職員でありました消防職員が東京都に引き継がれましたことにより、この退職時における退職金を計算した退職金相当額を納付するということ、でございます。それらの納入資金でございます。諸支出金につきましては、今度設立を予定しております福生市の土地開発公社出資金といたしまして五百五十万円を予定しているわけでございます。

それ以外のものにつきましては、議会費並びに総務費、労働費、教育費等でございますけれども、教育費における社会教育費におきまして図書館の図書購入費が補助費としてまいりますもの

が主体でございます。あと予備費におきまして総額の〇・六セ％とわずかでございますが一千二百九十八万五千円を計上させていただきました。

以上で補正額が歳入と同じく二億八千九百三十七万一千円と相なる次第でございます。

それから債務負担行為につきましては土地開発公社の公共用地の取得事業でございますけれども、土地開発公社が昭和四十八年度から昭和五十一年度までに購入する土地につきましては、それらの取得した用地を買い取るという債務負担行為と、土地開発公社が金融機関から土地購入の費用を借りますので、それらを担保として福生市が土地開発公社から融資を受けた元金及び利子をそれぞれ保証する、といういわゆる債務保証の義務というものにつきましてのご議決をお願いしたいというふうにございます。

以上が今回の一般会計補正予算（第二号）の主なものでございます。雑ばくな説明でございますけれども、何とぞよろしく慎重審議のうえご決定くださるようお願いいたします。

けれども説明にかえさせていたでございます。

○議長

(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終了します。

これより本案に対する質疑を行います。

○一番

(貫井喜代次君) 二点ほど質問申しあげます。

第一点は諸収入、これは事項別明細では十五頁でございますけれども、これの雑入関係について、補正額が三千百八十五万六千円を組んでおりますけれども、この内訳をみますと、市道関係の負担金として三つがあげられており、これがかなり大きい額で二千五百七十四万四千円になるようですが、私が勉強不足で愚問になるかも知れませんが、この予算書に書いてありますようにいずれもこの三つは工事負担金あるいは公団の負担金となっておりますけれども負担金そのものについては款項目で款の七に分担金及び負担金という款項目がきめられております。これをどういうわけで雑入にしたのか。したがって地方自治法施行令第四百七十七条で定められていることからさらに自治省令で定めている様式をほとんど当初予算においてもあるいは補正予算においても基準にしてやっているし、先ほど

の条例改正でも東京都の指導要綱どおりであるといわれましたが、このように款項目の款の七に分担金及び負担金があるのにいかなる理由で雑入に持っていくたのか伺いたいと思います。

それから三頁の歳出でございますけれども、款の三、民生費でございますが、節十二の役務費で二十八万九千円が計上されておりますけれども、これはやはり予算書に書いてあるように老人訪問電話架設料及び電話料となっております。それは歳入の都補助金で約半額分程度の十四万四千円が計上されております。すると残りの自己財源は十四万五千円で補助金とほぼ同額でありますけれども、これは電話料を含んでいるのか、それとも架設料だけであるのか。これについては六月定例会で確か宮沢議員だと思ったが一般質問をして市長からの答弁もありました。また先ほど中里議員の質問にも福祉事務所長が答弁してありましたけれども、老人問題に対しては前向きに積極的にやりたいということをいわれておりますが、都の訪問電話というものまで幾つやり、またいま新聞でも報道されておりますけれども市独自でこのような訪問電話を設置しているところが幾つかある

ようですが、そういうものをこの中に織り込んでいるのかという点について説明願いたいと思います。

○企画財政課長（高水 求君） 一番議員さんのご質問の第一点についてお答えいたしたいと思います。

雑入の中の負担金でございますけれども、これは法律とか条例とかいうものに基づく負担金ではなく、いわゆる通俗的な負担金ということで雑入に組んだわけでございますけれども、そういう負担金という名称があつてとあり、款の七分負担金及び負担金に計上すべきではないかということでございますが、そういった区画整理会計とかあるいは住宅公団からの負担金とかにつきまして義務的な負担金ではないという解釈から雑入に計上させていただいたわけでございます。それから第二点につきましては福祉事務所長よりお願いいたします。

○福祉事務所長（森田 猛君） 一番議員さんのご質問にお答えいたしましたと思います。

この老人訪問電話の関係でございますが、これは東京都から

きますものをやるということで市独自のものはこれには含まれておりません。この関係につきましては一応東京都が老人福祉対策の一環といたしまして本年度から始める事業でございます。東京都といたしましては五年計画で一人暮らしの低所得者約六千世帯あるのではないかと、このことで年間一千二百世帯を対象にしているわけでございます。これ等の問題につきましては東京都が突然に補助金の政策として出したということでございます。福祉所長会あるいは福祉担当部長会等で問題になったわけですが、住民としてはこれは非常に歓迎すべきもので、われわれとしてもやらざるを得ないというところで各市とも踏み切ったわけでございますが、当初五年計画でございます。東京都では福生の割り当てが一年間に三台で五年間で十五台というふうにみているわけでございます。それで私もここで対象者となるべき者を調査いたしましたところ、現在十世帯程度が対象になるという結果が出ておりました。六十五才以上の一人暮らしや世帯全員が六十五才以上であること、近隣に親族がいないこと、生活保護を受けている者、または住民税を課せられていない者等

が対象になるわけでございます。これは非常に厳しいわけでございますが、東京都といたしましても二台、三台では各市の利便にならないというところから五台程度は福生市に割り当てがくるのではないかと思います。期待は持っているわけでございます。十月一日から東京都で施行するというものになっておりますが、昨日民生局に電話で問い合わせましたところ、三日前に老人福祉課長が見えたわけであります。それにつきましてはまだわくは決定していないというあいまいな経緯でございます。

なお、現在はやっておりますプッシュホンの件があるわけでございますが、これは対象にならない。しかし来年度から財務当局にプッシュホンも対象になるように交渉したという期待感もあるわけでございます。私どももいたしましても五台は確実にくるのではないかと思います。考えをもって補正予算をお願いしたわけでございますが、これに對しては一応電話の架設が五万三千元、基本料金が月八百円、通話料といたしまして一日二通話で月六十通話として四百二十円で、この二分の一が都の補助でございます。それらを役務費として計上したものの

が二十八万九千元となるわけでございます。

なお、各市で単独でやっているものもあるわけでございます。東京都といたしましてはこの単独でやっている分につきましては補助対象にするということでございます。したがって現在単独でやっている市でもこの対象になりますので市独自ではやっていないという経過になるわけでございます。先輩市でも財源の許す市ではやっておりますが、結局十月からは独自でやっている市はなくなってくるわけです。

なお、この対象者が現在電話を持っているといたしますと、その基本料金、通話料は補助対象にならないということでは非常にピンとずれでございますが、これは強く対象にしていたきたいと申し入れたところ、本年度はだめであるが来年度から期待にそうようにいたしましたという回答を得たわけでございます。したがって福生市は五台はぜひとも確保したいと、現在聞くところによりますと、東京都全体では百二十台程度希望が上回っているという話を聞いているわけですが、われわれといたしましてもぜひとも最低の五台は確保したいと考えております。